

有期実習型訓練（ジョブ・カード制度）の 活用促進に向けた見直しについて

ジョブ・カード制度(平成20年4月創設)の概要

対象者: 職業能力形成機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等、新卒者など)

制度の概要: きめ細かなキャリア・コンサルティング、実践的な職業訓練、評価結果や職務経歴等のジョブ・カードへの取りまとめを通じ、安定雇用への移行を支援

ハローワーク
ジョブカフェ等

ジョブ・カード
の作成(1)

職務経歴、学習歴、
取得資格等を記載



キャリア・コンサル
タントによる就業希
望・訓練希望等の
確認

キャリア・コンサルティング

訓練へと誘導

職業能力形成プログラム

(訓練のスキーム)
教育訓練機関で知識を習得
+
企業実習で技能を向上

(訓練のタイプ)

① 雇用型訓練(有期実習型訓練)
→ 企業が訓練生を雇用して実施
(知識習得部分について、企業
内外の指導員が実施)

※ 企業に対して助成金を支給

② 委託型訓練
→ 専修学校等に委託して実施
(企業実習部分について、協力
企業に再委託して実施)

※ 受講生に対して訓練中の生活費を貸付

企業による能力評価

ハローワーク
ジョブカフェ等

ジョブ・カード
の作成(2)

能力評価



職業選択や職業
キャリアの方向を
明確化



就職活動に活用

キャリア・コンサルティング

訓練実施企業で正式採用

他の企業で雇用

訓練を要せず就職

ジョブ・カードの内容と対象者

総括表

職務経歴

学習歴
訓練歴

免許
資格取得

キャリア
シート

評価シート



ジョブ・カード

ファイル全体を『ジョブ・カード』と総称。

ハローワーク等でのキャリア・コンサルティング時にキャリア・コンサルタントが確認・記載することにより、作成される。

『ジョブ・カード』は求職者のうち
交付を希望する者を対象^(※)

5年で100万人を目標

職業能力形成プログラムの修了者に対しては、『評価シート』が交付される。

『職業能力形成プログラム』
修了者数 5年で40万人を目標

(※) ジョブ・カードの交付方法・対象者については、導入後の実績等を踏まえ、必要な限定的暫定措置を講じることがあり得る。

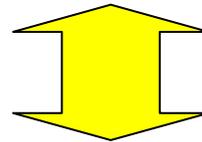
職業能力形成プログラムについて(改正前の制度)

	雇 用 型 訓 練		委 託 型 訓 練
	有期実習型訓練	実践型人材養成システム	日本版デュアルシステム
対 象 者	正社員経験が少ない方 (学校卒業後 <u>2年以内</u> の方を除く)	新規学卒者を主とした15歳以上 35歳未満の若年者	正社員経験が少ない方 又は、概ね35歳未満の若年者
総訓練期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月超6ヶ月以内(特別な場合には1年) ・OJTは総訓練時間の<u>2割以上8割以下</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月超2年以下 ・OJTは総訓練時間の2割以上8割以下 	標準4ヶ月
位 置 づ け	フリーター等の職業能力形成機会に恵まれない者に実践的な訓練を行うことにより、訓練実施企業又は他の企業における常用雇用を目指す。	若年者(特に新規学卒者)に計画的な訓練を行うことにより、現場の中核人材を育成。	公共職業訓練の一類型。教育訓練機関が主体となり、フリーター等実践的な職業能力を付与することによる就職支援。

有期実習型訓練の種類

「基本型」

- フリーター等の職業能力形成機会に恵まれない者を、外部労働市場から新たに一定期間雇い入れて訓練を実施する形態



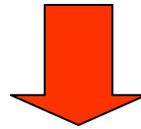
「キャリア・アップ型」

- 既に企業内でパート、アルバイト等といった在職非正規労働者として雇用されている者を対象として、訓練を実施し、自社又は関連企業等における正社員化を促進する形態。

有期実習型訓練における課題と対応策

課題

- 「基本型」を中心に取り組んできたが、企業は、フリーター等のこれまで職業能力形成機会に恵まれなかった方を新たに直接雇用することに躊躇。
- 総訓練時間に占めるOff-JT割合の要件が厳しく、活用状況が低調。
- Off-JTの実施に当たる講師やカリキュラム作成の要件が厳しく、社内での円滑なOff-JTの実施が困難。
- 「新規学卒後2年以内の者」(フリーター予備軍)は対象者から除外。

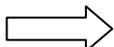


対応策

- 在職非正規労働者を対象とする「キャリア・アップ型」を本格的に推進。
- 総訓練時間に占めるOff-JT割合の下限引き下げ(2割→1割)、助成措置の要件緩和により活用を促進。
- さらに、企業内でもOff-JTが柔軟に実施できるよう講師やカリキュラム作成の要件を緩和。
- フリーター予備軍にも対象を拡大(「新規学卒後6ヶ月以内の者」は除く)。

有期実習型訓練(ジョブ・カード制度)の活用促進に向けた省令改正について (10月1日施行)

1. 総訓練時間に占めるべき企業実習の割合

(改正前) 2割～8割  (改正後) 1割～9割

※ キャリア形成促進助成金の支給対象(下記参照)とならないものも含め、雇用・能力開発機構が、有期実習型訓練に係る基準(企業実習の割合等)に適合するか審査の上、訓練実施計画を認定。

2. キャリア形成促進助成金の支給要件

	改正前			改正後		
	訓練修了後の 継続雇用又は 雇用予約	総訓練時間に 占めるOff-JT 割合	支給の 可否	訓練修了後の 継続雇用又は 雇用予約	総訓練時間に 占めるOff-JT 割合	支給の 可否
基本型 (新たに雇い入れる ケース)	—	2割～8割	○	あり	1割～9割	○
				なし	2割～8割	○
キャリアアップ型 (パート等に訓練を 実施するケース)	あり	2割～8割	○	あり	1割～9割	○
	なし	—	×	なし	2割～8割	○

有期実習型訓練(ジョブ・カード制度)の活用促進に向けた見直しについて (省令改正以外の事項)

1. Off-JT実施に係る要件

⇒ 事業主自らOFF-JTを実施する場合における「外部教育訓練機関によるカリキュラム作成支援」や「専属要件」を廃止

改正前	改正後
実習実施事業主が実施するもので、 <u>外部の教育訓練機関がカリキュラム策定を支援し、専ら教育訓練に従事する専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者により実施される職業訓練</u>	⇒ 実習実施事業主が実施するもので、専修学校専門課程教員、職業訓練指導員免許取得者又はこれらと同等以上の能力を有する者により実施される職業訓練

2. 訓練対象者

⇒ フリーター予備軍も対象に

改正前	改正後
正社員経験が少ない者(学卒 <u>2</u> 年以内の者を除く)	⇒ 正社員経験が少ない者(学卒 <u>6</u> ヶ月以内の者を除く)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する省令の一部を改正する省令
(内閣府・経済産業四)

〔省令〕

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令(法務五五)
○大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令(文部科学三〇)
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一四七)
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一)

○商品取引所法施行規則の一部を改正する省令(農林水産・経済産業六)
○独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令(経済産業六七)
○株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令(同六八)
○自衛隊法施行規則の一部を改正する省令(防衛七)

〔規則〕

○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則(公正取引委二)

〔告示〕

○政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する件(総務五四三)
○共同募金会が募集する寄附金を寄附金控除額の控除の対象となる寄附金として承認する件(同五四四)
○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件(同五四五)
○外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件(同五四六)
○特定通信・放送開発事業実施円滑化法第六条第一項第四号に規定する総務大臣及び財務大臣が指定する金融機関を定める件(総務・財務一)
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(法務四五〇)
○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(同四五一)
○関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十一年八月三十一日までの輸入数量を告示(財務二七七)
○平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同二七八)
○平成二十年度の初日から平成二十年八月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示(同二七九)

○物価運動国債の取扱いに関する省令第四条に規定する者を定める件の一部を改正する件(同二八〇)

○認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件
(国税庁二九、三〇)

○大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準の一部を改正する件(文部科学一五三)

○国立大学法人等の業務上の余裕金を運用することができる旨を指し示す件(同一五四)

○独立行政法人国立高等専門学校機構の業務上の余裕金を運用することができる旨を指し示す件(同一五五)

○国立身体障害者リハビリテーションセンターの病院に置く診療科の一部を改正する件(厚生労働四六二)

○国立身体障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程の一部を改正する件(同四六三)

○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同四六四)

○健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示(同四六五)

○健康保険法等の一部を改正する法律の規定により申請のあった全国健康保険協会の定款、事業計画及び予算について認可した件(同四六六)

○健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う社会保険庁関係告示の廃止に関する件(社会保険庁二二)

○保安林の指定をする件
(農林水産一四二二)

○平成十七年農林水産省、経済産業省告示第四号の一部を改正する件
(農林水産・経済産業二)

○中小企業信用保険法第二条第四項第五号の規定に基づき、業種を指定する件(経済産業二〇七)

○工事が完了した件
(国土交通一一五六)

○砂防法第二条の土地を指定する件
(同一一五七、一一五九)

○都市再開発法の規定により事業計画の変更を認可した件(同一一六〇)

○水先人の免許を与えた件
(同一一六一)

○独立行政法人環境再生保全機構に係る環境大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件の一部を改正する件(環境七〇)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

○特定保安林の指定について
(農林水産省)

労働

○争議行為の通知の公表について
(厚生労働省)

○最低賃金の改正決定に関する公示
(岩手労働局最低賃金公示一、山形同一、長崎同一)

〔資料〕

閣議決定等事項

(以下次のページへ続く)

⑧ 対象職業能力形成促進者に対して、厚生労働大臣が定める方法により能力評価を実施すること。

附則第十七条の七第二項第一号ロ(2)中「対象有期実習型訓練」を「有期実習型訓練」に改め、(x)を(2)とし、(2)の次に次のように加える。

(x) 有期実習型訓練の内容に係る対象職業能力形成促進者への明示の方法

附則第十七条の七第二項第一号ロ(3)を削る。

附則第十七条の七第二項第一号ハ(1)中「対象有期実習型訓練実施計画」の下に、「対象有期実習型訓練の実施に係る計画をいう。以下この項において同じ。」を加える。

○厚生労働省 農林水産省 令第一号

独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令(平成十五年 令第三三三)の一部を次のように改正する。

平成二十年九月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一
農林水産大臣 石破 茂
経済産業大臣 二階 俊博
国土交通大臣 金子 一義

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令(平成十五年 令第三三三) 独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令(平成十五年 令第三三三) 第八條の表利根大堰施設緊急改築事業の項の次に次のように加える。

武蔵水路改築事業

武蔵水路改築事業の対象である施設(大分水工から上尾川伏越までの区間に限る。)

国土交通大臣

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省 令第六号

株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の施行に伴い、及び商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の規定に基づき、商品取引所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月三十日

農林水産大臣 石破 茂
経済産業大臣 二階 俊博

商品取引所法施行規則(平成十七年 令第三三)の一部を次のように改正する。

附則第十七条の七第二項第二号ロ(5)中「前号ロ(3)の」を「対象有期実習型訓練に係る」に改める。

附則

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

第二条 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の雇用保険法施行規則附則第十七条の七第二項の規定により訓練等支給給付金を受けることができることとなった事業主に対する訓練等支給給付金の支給については、なお従前の例による。

附則第十七条の七第二項第二号ロ(5)中「前号ロ(3)の」を「対象有期実習型訓練に係る」に改める。

○経済産業省 令第六十八号

この省令は、公布の日から施行する。

平成二十年九月三十日

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年 令第九九)の一部を次のように改正する。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十六年 令第九九)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号、第五号、第八号から第十二号まで及び第十四号から第二十三号までの規定中「機構法第十一条第一項第一号の場合を除く。」を削り、同条第二項第二号中「タンクステン」の下に「タンクスステン酸アンモニウム及びフェロタンクスステン」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

平成二十年九月三十日

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の施行に伴い、株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の施行に伴い、株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

株式会社日本政策投資銀行法の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令(日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業者の公告手続に関する省令の一部改正)

第一条 日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業者の公告手続に関する省令(昭和二十五年通商産業省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

株式会社日本政策投資銀行の貸付金を借り入れた電気事業者の公告手続に関する省令

第一項中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

第三項中「五年」を「一月」に改め、本則に次の一項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、前項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間(以下この項において「公告期間」という。)中公告の中断(不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれたこと又はその状態に置かれなかったこととなった後改変されたことをいう。以下この項において同じ。)が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき当該会社が善意でかつ重大な過失がないこと又は当該会社に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 当該会社が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該公告に付して公告したこと。

別紙様式中「日本政策投資銀行」を「株式会社日本政策投資銀行」に改める。

(電気事業会計規則の一部改正)

第二条 電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第2の第4表の記載注意5(ロ)中「(ロ)外(電線塔等)」を「(電線塔等)外(電線塔等)」に改める。

別表第2の第4表の記載注意5(ロ)中「(ロ)外(電線塔等)」を「(電線塔等)外(電線塔等)」に改める。

別表第2の第4表の記載注意5(ロ)中「(ロ)外(電線塔等)」を「(電線塔等)外(電線塔等)」に改める。

別表第2の第4表の記載注意5(ロ)中「(ロ)外(電線塔等)」を「(電線塔等)外(電線塔等)」に改める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

○雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（キャリア形成促進助成金に関する暫定措置） 第十七条の七 （略）</p> <p>2 第二百五条第二項の訓練等支援給付金として、同項に規定するもののほか、平成二十二年三月三十一日までの間、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事業主であること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第二百五条第二項第一号イ(1)(iv)に該当する事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) <u>（2）に規定する有期実習型訓練実施計画に基づき、新たに雇</u>い入れた被保険者等又は対象短時間等労働者に有期実習型訓練（当該有期実習型訓練を受けることが望ましい者として厚生労働大臣が定める者（以下この項において「対象職業能力形成促進者」という。））に対して行われるものであつて、そ</p>	<p>附 則</p> <p>（キャリア形成促進助成金に関する暫定措置） 第十七条の七 （略）</p> <p>2 第二百五条第二項の訓練等支援給付金として、同項に規定するもののほか、平成二十二年三月三十一日までの間、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する事業主であること。</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 第二百五条第二項第一号イ(1)(iv)に該当する事業主であつて、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(1) <u>（2）に規定する対象有期実習型訓練実施計画に基づき、新た</u>に雇い入れた被保険者等又は対象短時間等労働者であつて、<u>対象有期実習型訓練（当該対象有期実習型訓練を受けることが望ましい者として厚生労働大臣が定める者（以下この項において「対象職業能力形成促進者」という。））に対して行わ</u></p>

- の内容が次のいずれにも該当するものをいう。以下この項において同じ。）であつて、実習の時間数の有期実習型訓練の総訓練時間数に占める割合が二割以上八割以下であるもの又は実習の時間数の有期実習型訓練の総訓練時間数に占める割合が一割以上九割以下であるもの（有期実習型訓練を修了した後、新たに雇い入れた被保険者等又は対象短時間等労働者が、通常の労働者に転換されるものに限る。）（以下この項において「対象有期実習型訓練」という。）を受けさせる事業主（当該対象有期実習型訓練を受ける期間（座学等を受ける期間について、当該事業主と当該被保険者等との間で締結されている当該対象有期実習型訓練に関する契約において、別段の定めがある場合における当該期間を除く。）について当該被保険者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。
- (i) 実習と座学等とが効果的に組み合わせられたものであり、かつ、実習と座学等とが相互に密接な関連を有するものであること。
 - (ii) 有期実習型訓練の実施期間が三箇月を超え六箇月（資格を取得するための期間が六箇月を超えるなど特別な理由がある場合は一年）以下であること。
 - (iii) 有期実習型訓練の総訓練時間数を六箇月当たりの時間数に換算した時間数が四百二十五時間以上であること。
 - (iv) 実習の時間数の有期実習型訓練の総訓練時間数に占める

- れるものであつて、その内容が次のいずれにも該当するものをいう。以下この項において同じ。）を修了した後に通常の労働者に転換されるものに対象有期実習型訓練を受けさせる事業主（当該対象有期実習型訓練を受ける期間（座学等を受ける期間について、当該事業主と当該被保険者等との間で締結されている当該対象有期実習型訓練に関する契約において、別段の定めがある場合における当該期間を除く。）について当該被保険者等に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。
- (i) 実習と座学等とが効果的に組み合わせられたものであり、かつ、実習と座学等とが相互に密接な関連を有するものであること。
 - (ii) 対象有期実習型訓練の実施期間が三箇月を超え六箇月（資格を取得するための期間が六箇月を超えるなど特別な理由がある場合は一年）以下であること。
 - (iii) 対象有期実習型訓練の総訓練時間数を六箇月当たりの時間数に換算した時間数が四百二十五時間以上であること。
 - (iv) 実習の時間数の対象有期実習型訓練の総訓練時間数に占

- 割合が一割以上九割以下であること。
- (v) 対象職業能力形成促進者に対して、訓練結果を適切に反映できる能力評価が実施されるものであること。
- (vi) 有期実習型訓練の指導及び能力評価に係る担当者及び責任者が選任されていること。
- (vii) 対象職業能力形成促進者に対して、厚生労働大臣が定める方法により能力評価を実施すること。
- (viii) 有期実習型訓練を修了した対象職業能力形成促進者の労働契約の更新等の取扱い及び当該取扱いに係る基準が定められていること。
- (2) 有期実習型訓練実施計画（有期実習型訓練の実施に係る計画であつて、次に掲げる事項が定められているものをいう。以下この項において同じ。）を事業所ごとに作成する事業主であること。
- (i) 有期実習型訓練の内容
- (ii) 有期実習型訓練の目標
- (iii) 実習及び座学等の実施を予定している機関
- (iv) 有期実習型訓練の実施期間及び総訓練時間数
- (v) 有期実習型訓練を修了した場合における能力評価の方法
- (vi) 有期実習型訓練の指導及び能力評価の体制
- (vii) 有期実習型訓練が実施される期間中における労働条件

- める割合が二割以上八割以下であること。
- (v) 対象職業能力形成促進者に対して、訓練結果を適切に反映できる能力評価が実施されるものであること。
- (vi) 対象有期実習型訓練の指導及び能力評価に係る担当者及び責任者が選任されていること。
- (vii) 対象有期実習型訓練を修了した当該対象職業能力形成促進者の労働契約の更新等の取扱い及び当該取扱いに係る基準が定められていること。
- (2) 対象有期実習型訓練実施計画（対象有期実習型訓練の実施に係る計画であつて、次に掲げる事項が定められているものをいう。以下この項において同じ。）を事業所ごとに作成する事業主であること。
- (i) 対象有期実習型訓練の内容
- (ii) 対象有期実習型訓練の目標
- (iii) 実習及び座学等の実施を予定している機関
- (iv) 対象有期実習型訓練の実施期間及び総訓練時間数
- (v) 対象有期実習型訓練を修了した場合における能力評価の方法
- (vi) 対象有期実習型訓練の指導及び能力評価の体制
- (vii) 対象有期実習型訓練が実施される期間中における労働条件

(viii) 座学等に係る対象職業能力形成促進者の費用負担	(ix) 有期実習型訓練の内容及び有期実習型訓練が実施される期間中における労働条件に係る変更手続	(x) 有期実習型訓練の内容及び有期実習型訓練が実施される期間中における労働条件に係る変更手続の明示の方法	(xi) その他有期実習型訓練の実施に必要な事項	ハ ロ又は第二百五条第二項第一号イ(3)に該当する事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。	(1) 年間職業能力開発計画又は対象有期実習型訓練実施計画（対象有期実習型訓練の実施に係る計画をいう。以下この項において同じ。）に基づき、被保険者等に、厚生労働大臣が定める当該事業主以外の者が行うキャリア・コンサルティングを受けさせる事業主であること。	(2) (略)	二 次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、当該イからハまでに定める額	イ (略)	ロ 前号ロに該当する事業主 次に掲げる額の合計額	(1) 対象有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に 限る。）の運営に要した経費について厚生労働大臣の定める
-------------------------------	--	---	--------------------------	--	--	---------	--	-------	--------------------------	---

(viii) 座学等に係る対象職業能力形成促進者の費用負担	(ix) 対象有期実習型訓練の内容及び対象有期実習型訓練が実施される期間中における労働条件に係る変更手続	(x) その他有期実習型訓練の実施に必要な事項	(3) 対象有期実習型訓練実施計画に基づき、被保険者等に、厚生労働大臣が定める方法により能力評価を実施する事業主であること。	ハ ロ又は第二百五条第二項第一号イ(3)に該当する事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。	(1) 年間職業能力開発計画又は対象有期実習型訓練実施計画に基づき、被保険者等に、厚生労働大臣が定める当該事業主以外の者が行うキャリア・コンサルティングを受けさせる事業主であること。	(2) (略)	二 次のイからハまでに掲げる事業主の区分に応じて、当該イからハまでに定める額	イ (略)	ロ 前号ロに該当する事業主 次に掲げる額の合計額	(1) 対象有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に 限る。）の運営に要した経費について厚生労働大臣の定める
-------------------------------	--	-------------------------	--	--	---	---------	--	-------	--------------------------	---

方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

(2) 対象有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

(3) 被保険者等に対して対象有期実習型訓練（座学等に限る。）

を受ける期間について支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額に当該賃金の支払に係る時間数を乗じて得た額）

(4) 対象有期実習型訓練（実習に限る。）が実施される期間に応じて厚生労働大臣の定める方法により算定した額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

(5) 対象有期実習型訓練に係る能力評価の実施に応じて厚生労働大臣が定める方法により算定した額

ハ
(略)

方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

(2) 対象有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料について厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

(3) 被保険者等に対して対象有期実習型訓練（座学等に限る。）

を受ける期間について支払った賃金の額に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額に当該賃金の支払に係る時間数を乗じて得た額）

(4) 対象有期実習型訓練（実習に限る。）が実施される期間に応じて厚生労働大臣の定める方法により算定した額（その額が厚生労働大臣の定める額を超えるときは、その定める額）

(5) 前号ロ(3)の能力評価の実施に応じて厚生労働大臣が定める方法により算定した額

ハ
(略)

3
·
4
(略)

3
·
4
(略)